政　令

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二十六号

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の施行期日は、令和三年二月十一日とする。

総務大臣　武田　良太
内閣総理大臣　菅　義偉

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年二月十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二十七号

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第十二条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成十六年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一項を附則第一条とし、附則第二項を附則第二条とし、附則に次の二条を加える。

（法附則第十二条第四項の規定による納付金の納付の手続等）

第三条　機構は、法附則第十二条第四項の規定による命令を受けたときは、総務大臣の指定する期日までに、同条第一項に規定する革新的情報通信技術研究開発推進基金の額のうち機構が当該革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として総務大臣が定める額を、同条第四項の規定による納付金として国庫に納付しなければならない。

2　総務大臣は、前項の規定により法附則第十二条第四項の規定による納付金の額を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

3　法附則第十二条第四項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

（法附則第十二条第五項の規定による納付金の納付の手続等）

第四条　第三条（第一項ただし書を除く。）及び第四条の規定は、法附則第十二条第五項に規定する残余の額を同項の規定により国庫に納付する場合について準用する。この場合において、第三条第一項及び第四条中「当該期間最後の」とあるのは、「令和五年四月一日に始まる」と読み替えるものとする。

2　法附則第十二条第五項の規定による納付金は、一般会計に帰属する。

附　則

この政令は、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（令和三年法律第一号）の施行の日（令和三年二月十一日）から施行する。

総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　菅　義偉

省　令

○厚生労働省令第三十号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第八条の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月十日　　厚生労働大臣　田村　憲久

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和三十二年厚生省令第十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（保険医及び保険薬剤師に関する届出）	（保険医及び保険薬剤師に関する届出）
第十六条　保険医又は保険薬剤師は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を添えなければならない。	**第十六条**　保険医又は保険薬剤師は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかに、その旨及びその年月日を登録に関する管轄地方厚生局長等に届け出なければならない。この場合において、その届出が第一号に係るものであるときは、その事実を証する書類を、その届出が第三号に係るものであるときは、登録票を添えなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
（削る）	三　保険医療機関において健康保険の診療に従事する保険医又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する保険薬剤師にあつては当該保険医療機関又は保険薬局の所在地の、法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である保険医又は保険薬剤師にあつては当該診療所又は薬局の所在地の、その他の保険医又は保険薬剤師にあつてはその者の住所地の属する都道府県に変更があつたとき。
2・3　（略）	2・3　（略）